

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成 18 年 12 月 8 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 講習に係る警備業務の区分

法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務のうち、雑踏警備業務及び交通誘導警備業務（以下「2 号警備業務」という。）

2 実施期日

(1) 平成 19 年 1 月 16 日（火）から同月 23 日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(2) 時間 午前 9 時から午後 4 時 50 分まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎 3 階第 7 会議室

4 受講定員

30 名

5 講習事項

(1) 警備業務実施の基本原則に関すること。

(2) 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。

(3) 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。

(4) 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

(5) その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

6 受講対象者

次のいずれかに該当する者であること。

(1) 最近 5 年間に 2 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

7 受講申込書の受付期間

平成 18 年 12 月 18 日（月）から同月 22 日（金）まで日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署（郵便等による受講申込書の提出は、認めない。）

9 受講申込書の提出部数等

受講申込書は 1 通とし、写真（受講申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさのもの）をその所定欄にはり付け、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 6(1)に該当する者にあつては、2号警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (2) 6(2)に該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し
- (3) 6(3)に該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (4) 6(4)に該当する者にあつては、旧1級検定に係る合格証の写し
- (5) 6(5)に該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、38,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。